

平成29年7月11日

NHK 受信料制度等検討委員会
諮問第1号「常時同時配信の負担のあり方について」答申（案）概要
に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

日本新聞協会メディア開発委員会は、今般示された NHK 受信料制度等検討委員会「常時同時配信の負担のあり方について」答申（案）について、下記の意見を述べる。

当委員会は、メディアの多様性や多元性が担保され、国民の情報選択に資する限りにおいて NHK のインターネット利用を容認してきた。ただし、利用が放送の補完の範囲にとどまり、受信料制度との整合性がはかられ、民間事業者との公正な競争環境が確保されることが前提である。

本答申（案）は NHK 上田会長の諮問、すなわち①常時同時配信の負担のあり方②公平負担徹底のあり方③受信料体系のあり方——のうち①に対する部分答申にとどまった。答申範囲を限定した結果、総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」が NHK に求めた業務・受信料・経営という「三位一体改革」の視点が欠落し、受信料体系におけるインターネット事業の位置づけが不明確な内容となった。

本答申（案）は、常時同時配信について「受信料型を目指すことに一定の合理性がある」としながら、一方では「特殊な負担金」と理解されてきた受信料の定義を一変させる「有料対価型」や、負担の不公平感を増幅させかねない「一部無料提供」など新たな負担のあり方を提案し、受信料とは別会計の NHK オンデマンドで有料提供している「見逃し配信」との一体運用の可能性にまで言及するなど、現行の受信料制度と大きくかい離した部分も多い。県紙や県域テレビ・ラジオ局などから強い懸念が出ている「地域制限」に関する仕組みも不明確で、2019 年度の常時同時配信開始ありきの性急な答申（案）と言わざるを得ない。16 年度に実施した実証実験「試験的提供 B」で、同時配信の利用率が 6%にとどまったことに触れておらず、視聴者ニーズの検証がないことも問題だ。

NHK のインターネット事業は放送を補完するものと定義されている。受信料制度等検討委員会が、常時同時配信に関する負担のあり方について答申するのであれば、まず受信料体系にインターネット事業をどう位置付けるかを示し、さらには具体的なサービス内容や必要経費などを明らかにしたうえで、その妥当性について視聴者国民の判断をあおぐべきだ。残る諮問事項については、より広い視野に立った答申（案）を示すことを求めたい。

以上